

大会参加費補助金に係る問い合わせ事例集

(公財) 宮城県体育協会ホームページに下記アドレスに掲載しています。
<http://www.miyagi-taikyo.or.jp/taikai-koufukin-qa.html>

【申請および報告についての Q & A】

- Q1. 申請書類はいつまで何を提出すればいいですか？
- Q2. 報告書類はいつまで何を提出すればいいですか？
- Q3. 一般交通機関を利用した申請・報告はどれを使うの？
- Q4. 自家用車を利用した申請・報告はどれを使うの？
- Q5. レンタカーを利用した申請・報告はどれを使うの？
- Q6. 貸切バスを利用した申請・報告はどれを使うの？

Q1 申請書類はいつまで何を提出すればいいですか？

A1

大会参加 1 4 日前まで、提出書類は下記のとおりです。
 ①～③については交通機関利用に応じて (Q & A 3～6 参考)、その他、見積書、
 実行委員会からの公式練習、競技開始日が分かる文書提出してください。※

申請提出書類

大会参加費補助金交付申請書 (様式第 1 号)

指定預金口座届

①計画内訳書 (一般交通機関)

②計画内訳書 (車等 利用)

自家用車使用許可願い

自家用車等使用調書及び使用者名簿

③計画内訳書 (貸切バス等利用)

<p>Q2</p>	<p>報告書類はいつまで何を提出すればいいですか</p>								
<p>A2</p>	<p>大会終了 14 日以内まで、提出書類は下記のとおりです。 ①～③については交通機関利用に応じて（Q & A 3～6 参考）提出してください。</p> <p>報告提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">大会参加費補助金実績報告書(様式第 2 号)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">①精算報告書（一般交通機関） 交通費利用名簿（一般交通機関用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②精算報告書（車等 利用） 交通費利用名簿（自家用車使用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③精算報告書（貸切バス等 利用） 交通費利用名簿（貸切バス/レンタカー）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">選手出場状況及び宿泊確認書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">宿泊実績確認書（国体は精算）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">朝食・夕食確認書 （※宿泊先で対応できない場合のみ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">領収証等支払証明書類</td> </tr> </table>	大会参加費補助金実績報告書(様式第 2 号)	①精算報告書（一般交通機関） 交通費利用名簿（一般交通機関用）	②精算報告書（車等 利用） 交通費利用名簿（自家用車使用）	③精算報告書（貸切バス等 利用） 交通費利用名簿（貸切バス/レンタカー）	選手出場状況及び宿泊確認書	宿泊実績確認書（国体は精算）	朝食・夕食確認書 （※宿泊先で対応できない場合のみ）	領収証等支払証明書類
大会参加費補助金実績報告書(様式第 2 号)									
①精算報告書（一般交通機関） 交通費利用名簿（一般交通機関用）									
②精算報告書（車等 利用） 交通費利用名簿（自家用車使用）									
③精算報告書（貸切バス等 利用） 交通費利用名簿（貸切バス/レンタカー）									
選手出場状況及び宿泊確認書									
宿泊実績確認書（国体は精算）									
朝食・夕食確認書 （※宿泊先で対応できない場合のみ）									
領収証等支払証明書類									

Q3	<p>一般交通機関を使用して会場地に向かいます。</p> <p>申請および報告はどうすればいいですか？</p>
A3	<p>提出書類は、5 計画内訳書（一般交通機関用）をダウンロードして、記入例を参考に必要な項目を入力してください。</p> <p>国体参加申請時には、15 国民体育大会 JR 旅客運賃割引証交付名簿と一緒に提出してください。（学生以外で国体参加の場合は J R 往復利用に限り、J R 割引証利用で乗車券 2 割引になります。）</p> <p>1 人あたりの交通費は、一般交通機関利用の J R 運賃上限となります。</p> <p>入力データは各自で保存してください。一部変更で精算報告書に利用できます。</p> <p>報告時は、精算報告書+8 交通費利用名簿+旅行会社領収書, JR 領収書, 無効印を押している使用済み切符, 航空機利用の場合は、領収書+航空機利用半券を提出してください。</p>
Q4	<p>自家用車を使用して会場地に向かいます。</p> <p>申請および報告はどうすればいいですか？</p>
A4	<p>提出書類は、3 自家用車使用許可願い+4 自家用車等使用調書及び使用者名簿+6 計画内訳書（車等利用）をダウンロードして、記入例を参考に必要な項目を入力してください。</p> <p>ふるさと選手が同乗する場合は※同乗者にふるさと選手がいる場合を使ってください。</p> <p>1 人あたりの J R 限度額×選手, 監督乗車人数=車 1 台あたりの自家用車補助限度額（自家用車賃+有料道路料金+運転者宿泊費）を比較して、どちらか金額の低い方が補助限度額となります。</p> <p>入力データは各自で保存してください。一部変更で精算報告書に利用できます。</p> <p>報告時は、精算報告書+9 交通費利用名簿 [自家用車車賃領収証] +14 有料道路使用領収書+運転者宿泊領収書（選手, 監督以外）を提出してください。</p>

Q5	<p>レンタカーを使用して会場地に向かいます。 申請および報告はどうすればいいですか？</p>
A5	<p>提出書類は、レンタカー見積書+7 計画内訳書（貸切バス・レンタカー 利用）をダウンロードして、記入例を参考に必要な項目を入力してください。</p> <p>レンタカー利用の場合は、レンタカー料+燃料費+有料道路料金+運転者宿泊費を車1台あたりの補助限度額と比較して補助します。</p> <p>申請時は、概算払いとなりますので、燃料費は（レンタカー見積額に燃料費が含まれる場合を除く）自家用車賃（往復）限度額を記入してください。</p> <p>入力データは各自で保存してください。一部変更で精算報告書に利用できます。</p> <p>報告時は、精算報告書+10 交通費利用名簿+レンタカー請求書, 領収書+ガソリン代領収書〔自家用車賃領収書は対象外〕+14 有料道路使用領収書+運転者宿泊領収書（選手, 監督以外）を提出してください。</p>

Q6	<p>貸切バスを使用して会場地に向かいます。 申請および報告はどうすればいいですか？</p>
A6	<p>提出書類は、貸切バス会社見積書+7 計画内訳書（貸切バス・レンタカー 利用）をダウンロードして、記入例を参考に必要な項目を入力してください。</p> <p>1人あたりのJR限度額×選手, 監督乗車人数=貸切バス補助限度額となり、どちらか金額の低い方が補助限度額となります。</p> <p>入力データは各自で保存してください。一部変更で精算報告書に利用できます。</p> <p>報告時は、精算報告書+10 交通費利用名簿+貸切バス会社請求書（貸切バス使用料+運転者宿泊費+有料道路使用料+燃料費等）領収書を提出してください。</p>

【交通費】

- Q 1. 大会事前合宿地を経由しての交通費は？
- Q 2. ふるさと選手の居住地以外からの交通費は？
- Q 3. ふるさと選手が事前合宿で県内に戻っている場合の交通費は？
- Q 4. 車の申請について書類が多いのですが、簡略できませんか？
- Q 5. 交通費上限まで車を運転する人の宿泊費を申請できますか？
- Q 6. 自家用車賃は、かかった距離だけ交通費補助できませんか？
- Q 7. 平成 17 年頃は、車利用の車両数指定がありましたか？
- Q 8. 空路（航空機利用）を通常交通費にすることはできませんか？
- Q 9. レンタカー移動は交通費で対応できますか？
- Q 10. 領収書をなくしてしまいました。補助対象外ですか？
- Q 11. 往復交通機関利用が違う場合も交付金に認められますか？
- Q 12. 企業や学校が所有するマイクロバスを使用した場合は？
- Q 13. 切符を券売機で購入したので、領収書ができませんどうすれば？
- Q 14. 監督として参加し、期間途中から支援コーチになります交通費はどうなりますか？

Q1	大会事前合宿のため大会会場地近辺で合宿を行い、大会会場にそのまま向かいます。合宿地を経由しての交通費は、大会参加費で申請できますか？
A1	<p>【参考：交通費の利用経路 第 63 回大分国体の場合】</p> <p>仙台→合宿会場地→大会会場地まで通常経路である場合は、大会参加交付金の交通費補助限度内で交通費を補助します。</p> <p>※合宿地内の移動に係る交通費は補助対象外となります。</p> <p>仙台から事前合宿地を経由して会場地までの交通費使用を補助金として認められるのは、大会会場地近辺と会場地に向かう途中経路での事前合宿のみ対象となります。</p>

Q2	ふるさと選手が大会参加するのに居住地に帰る期間がなく、インカレから直接、大会会場地へ向かいます。大会参加費補助金の交通費は申請できますか？
A2	<p>インカレの場所が、居住地より大会会場地に近い場合は、【往路】インカレ→大会会場地間の片道交通費と【復路】大会会場地からふるさと選手の居住地間の片道交通費を申請してください。</p> <p>ただし、ふるさと選手の居住地から、大会会場地間よりも遠方の場所でのインカレ参加後に大会会場に向かう場合の交通費は、居住地から会場地間の往復交通費補助額を限度として補助します。</p>

Q3	ふるさと選手が、仙台に事前合宿で戻っている場合は、仙台から会場地間の交通費は、申請できますか？
A3	<p>ふるさと選手の居住地から大会会場地間の交通費が補助限度額となります。その範囲内であれば、申請できる場合があります。</p> <p>また、ふるさと選手が大会会場地から仙台に戻り、仙台から居住地に帰る分を補助金で対応するのは、翌日までとします。</p> <p>【参考例：岩手県盛岡在住ふるさと選手 交通費利用経路 第 41 回東北総体の場合】</p> <p>ふるさと選手交通費限度額 <盛岡→福島(会場地) 片道 8,940 円></p> <p style="padding-left: 40px;">盛岡→仙台(事前合宿)片道 6,660 円(JR交通費申請)</p> <p style="padding-left: 80px;">★ 差額 2,280 円(車乗車交通費申請)</p> <p>仙台から他の選手と一緒に会場地に向かう場合★差額分が仙台→福島の片道交通費になります。</p> <p>往復、同経路にする場合は★差額×2で計算した額になります。</p>

Q4	車の申請について書類が多いのですが、簡略できませんか？
A4	<p>申請書類等が多い理由は、</p> <p>以前、大会参加のために、車で会場地に移動中(監督運転、選手同乗)、交通事故を起こし監督交代、選手は、被害者の方の好意により大会に参加しましたが、その後、日本体育協会から車使用に関しての嚴重注意を受けたことを背景に、基本的に車使用については、事故が起きた場合のことをふまえ、競技団体の責任において車を使用するという書面(許可願)を提出していただくこととなりました。</p> <p>書類を簡略化するために、平成20年から許可願は、大会毎に1枚提出となりました</p>

Q5	補助金の交通費上限までコーチの宿泊費を申請できますか？
A5	<p>大会参加費補助金の交通費および宿泊費は、選手・監督のみに対象となります。</p> <p>A4. の理由により、車移動の場合は、「監督・選手は出来るだけ運転しないでください」と言っているため、車の運転者として交通費補助対象外の人(専属運転者・コーチ等)を連れて大会会場に向かう場合、「1台の車に乗る交通費補助対象の選手・監督の乗車人数×1人当たりのJR補助額(会場地に合わせてJR利用交通費限度額を決定)を上限として、車の運転者の宿泊費を交通費として補助出来る場合があります。」としています。</p> <p>ただ、東北総体や国体の開催地が近県の場合は、車で移動するよりも一般交通機関利用の料金の方が安価のため、運転者の宿泊費を交通費に含めて補助できない場合もあります。</p> <p>また、コーチの宿泊については、出来るだけ競技力対策事業(強化費)の支援コーチの宿泊費で対応してください。</p>

Q6	<p>自家用車賃往復は、事務取扱要領では、仙台駅から競技会場所在地の最も経済的な経路及び方法により算出した距離×32円(1/km)が補助限度となっていますが、自宅を出発して会場地に向かうと自家用車賃の補助限度額より多くなります。乗車人数が多く、有料道路料金もかからなかったのに、かかった距離だけ交通費補助できませんか？</p>
A6	<p>自家用車賃の計算方法は、仙台駅西口を始点とし有料道路を利用することが通常経路の場合は、利用と指定し、競技会場所在地住所または付近を終点として検索した距離(往復・小数点以下切捨)×32円(1/km)で計算した金額を限度にしています。</p> <p>距離数が多くなる場合は限度までになり、また、会場地に向かう距離が限度距離数より少ない場合は、少ない距離数までになります。</p> <p>なお、有料道路利用に関しては、交通費補助限度額※以内での区間利用分を認めています。報告では有料道路利用証明となる領収書が必要となります。</p> <p>(※1台の車に交通費補助対象となる選手・監督の乗車人数×1人当たりのJR補助額＝交通費補助限度額)</p>
Q7	<p>平成17年頃は、車の車両数は、各車両の乗車定員の総数が選手・監督等のエントリー数と比較して2倍を超えない範囲以内の台数とするとして、自家用車利用に掛かる料金をみていましたが？</p>
A7	<p>平成18年度からA4. に記載した理由により、車の台数制限を除きました。</p> <p>そのため、交通費補助対象となる選手・監督の乗車人数による交通費補助の上限については、平成17年頃の交付と変わらないのですが、大会開催地が近県で車1台に乗車する交通費補助対象人数によっては、個人負担や競技団体の負担が増える場合があります。</p> <p>ただし、車1台に乗車する交通費補助対象(選手・監督のみ)人数や大会会場地が遠方などの場合によっては、A5. で回答したように、運転者(専属運転者・コーチ等)の宿泊費を交通費に含めて補助出来る場合があります。</p>
Q8	<p>大会会場地に向かうのに空路(航空機利用)の場合は、JR国体割引(乗車賃の2割引)が使用できないので、大会参加交付金交通費限度額をJRの通常料金にすることはできませんか？</p>
A8	<p>現在のところ、国体会場地への移動については、JR国体割引証を使用することを推奨しているため、変更の予定はありません。</p> <p>また、JR国体割引証は原則として社会人が対象です。</p> <p>中学生、高校生、大学生については、学生割引証をご利用下さい。(日本体育協会より)</p>
Q9	<p>大会会場地に向かうのに空路(航空機利用)利用後、空港から会場までレンタカーを借りて移動します。補助金の交通費で対応できますか？</p>
A9	<p>大会参加費補助金の交通費補助限度額内であれば、空路利用についても、レンタカー使用についても問題ありません。</p> <p>ただし、実績報告時は、使用明細書および領収証を提出してください。</p>

Q10	交通費の領収書をなくしてしまいました。補助対象外ですか？
A10	<p>大会参加費補助金の交通費・宿泊費については、県からの予算(県税)によって賄われております。</p> <p>概算払いで交付していますが、領収書があることが前提で補助金を交付しています。</p> <p>領収書未提出については、返金対象となります。なお、JR・航空機の場合は、使用済み切符、搭乗券半券を提出してください。</p> <p style="text-align: right;">変更 2012</p>
Q11	<p>会場地に行きは飛行機を利用し、帰りはJRを利用しました。交通費は行きと帰りが違う場合も補助金に認められますか？</p> <p>また交通費の限度額は片道単位になりますか、それとも往復交通費限度額まで大丈夫ですか？</p>
A11	<p>大会参加費補助金の交通費補助限度額は、往復交通費利用の限度額となります。</p> <p>ただし、片道の領収書のみ提出の場合は、往復1交通費限度額÷2が限度額となります。</p>
Q12	<p>学校および企業が所有するマイクロバスを利用して会場まで移動します。</p> <p>交通費はどうなりますか？</p>
A12	<p>自家用自動車1台分として取扱います。</p> <p>そのため、申請・報告は自家用車使用時と同じ手続きをとってください。</p> <p>有料道路利用料金については、マイクロバスの大きさにより料金が高くなっても、補助対象限度額は、1人当りの交通費限度額×選手・監督乗車人数となります。</p>
Q13	切符を券売機で購入したので、領収書ができませんが、どうすれば？
A13	<p>平成 25 年度より、JR使用報告は領収書ではなく、JRを実際に利用したことの証明となる、使用済みの切符になりました。</p> <p>新幹線を利用した時は、乗車券と特急券の両方必要です。出口で機械に通さないようにし、必ず下記の方法で対応してください。</p> <p>(特急券を乗換変更した場合も、そのまま使用済みの切符を提出してください。)</p> <p><u>使用済み切符に無効印を押してもらう方法</u>;</p> <p>入口はそのまま機械に通し、駅員がいる改札出口で「使用した切符を持ち帰りたい」と申し出ると、無効印を押した使用済みの切符を持ち帰ることができます。</p> <p>旅行会社で購入した場合も、JR窓口購入、券売機購入も同様の扱いとなります。</p>
Q14	<p>成年種別の監督として国体に参加し、成年種別が負けてしまったので、試合翌日から少年種別のコーチとして国体に参加することになります。</p> <p>往路は国体監督として、復路は支援コーチとして帰ることになりますが、途中で変わった場合の交通費はどうなりますか？</p>
A14	<p>大会実施要項に記載された競技別の競技日程最終日の翌日帰着分までは、補助金対象となります。ただし、正当な理由がなく、帰着が翌日以降になる場合は、補助金の対象とならない場合があります。(正当な理由とは、自然災害による交通機関の乱れ等)</p> <p>なお、支援コーチ宿泊費は競技力向上対策事業補助金で対応できる場合があります。</p>

【宿泊費】

- Q14. 宿泊の補助対象期間は？また申請時に必要な書類はありますか？
- Q15. 国体宿泊場所での入湯税と駐車料金を請求された場合は？
- Q16. 選手が試合中怪我をし、選手交代しました。交代選手分は？
- Q17. アーチェリー競技で選手の足が不自由なため、矢取要員分は？
- Q18. 宿泊場所を当日変更したら？
- Q19. 配宿センター指定以外の宿への宿泊は補助対象となりますか？
- Q20. 競技特殊性のため車移動になり、往復路途中での宿泊は対象になりますか？
- Q21. 交通費＋宿泊込みの旅行会社指定パック宿への宿泊は補助対象となりますか？
- Q22. 平成17年頃は、昼食代を補助対象としていましたが？
- Q23. 宿泊場所で食事をとれなかった場合は？
- Q24. 宿泊の部屋が原因でアレルギー反応が出ました、部屋を変更したいのですが？
- Q25. 宿泊施設の食事が揚げ物などばかりで・・・体重維持管理のため食べられないです。どうしたらいいですか？
- Q26. 東北総合体育大会宿泊は、前金払い振込のため、振込手数料がかかります。振込手数料は補助対象になりませんか？

Q14	強化合宿をしてそのまま試合会場地向かいます。宿泊はいつからいつまで対象になりますか？また申請時に必要な書類はありますか？
A14	<p>宿泊期間は、開会式(※1)、監督会議(※2)、競技開始日(※3)の前日から出場権を失った日(試合に出場した日)までの日数です。</p> <p>(※1:開会式参加の選手・監督を対象とする。)</p> <p>(※2:監督会議前日からの宿泊については、成年種別は監督のみ対象。少年種別は監督引率のため全員対象とする。)</p> <p>(※3:競技開始日とは、検診・計量、公式練習、検艇、用具検査、競技開始式とする。)</p> <p>上記日程を確認するため、申請時に大会実行委員会からの宿泊対象期間「検診・計量、公式練習、検艇用具検査、競技開始日」が分かる文書を必ず申請書に添付してください。提出書類がない場合は、競技日程の前泊から対象になります。</p>

Q15	国体宿泊場所での入湯税と駐車料金を請求されました。補助対象になりますか？また報告時に必要な書類はありますか？
A15	<p>配宿センター割り当てで温泉地などの宿泊施設で温泉組合加盟により、1泊1人当たり入湯税が宿泊料金とは別に徴収される場合があります。</p> <p>宿泊料金とは別に入湯税を徴収された場合は、報告時に宿泊費備考欄に入湯税と記載し追加請求してください。(入湯税と記載された宿泊精算確認書および領収証を提出してください。)</p> <p>駐車料金は指定宿泊施設等において料金を徴収された場合に限り補助対象としています。精算報告書に駐車料金記載項目がありますので、追加請求してください。(宿泊施設発行の駐車料金請求書および領収証を提出してください。)</p>

Q16	選手が試合中怪我をし、予備(補欠または控え)選手と交代をしました。宿泊は予備(補欠または控え)選手分も補助対象ですか？
A16	<p>個人競技の場合は、途中で予備(補欠または控え)選手と交代ができないため、怪我をした選手分しか補助対象となりません。</p> <p>しかし、団体競技で怪我をした選手がそのまま帰着し、競技種目が勝ち進み交代選手が宿泊する分については、補助対象となります。</p> <p>ただし、交通費に関しては、選手帰着分で使用していますので、予備(補欠または控え)選手の帰着分は補助対象外です。</p>
Q17	アーチェリー競技で選手の足が不自由なため、選手の代わりに矢取要員が必要です。補助対象となりますか？
A17	上記の理由で選手申込に記載が明確な場合は、自転車のメカニック、馬術のホースマネージャーと同等の考えで補助対象です。
Q18	競技会場と宿泊場所が離れているため、宿泊場所を当日変更しました。補助対象となりますか？
A18	<p>宿泊場所の変更については、配宿センターを通して変更の場合のみ補助対象としています。</p> <p>個人的な理由などで、宿泊場所に相談せずに変更した場合は、補助対象外となります。</p> <p>変更理由が明確な場合は、宿泊施設に相談し、変更が難しい場合は、体協の宿泊申込担当者にご相談ください。競技種目によっては、大会会場地周辺に宿泊施設がないなどの理由で、遠方に配宿決定される場合もありますので、ご了承ください。</p>
Q19	翌日朝一の飛行機で帰着するために、最終宿泊日は配宿センター指定以外の宿に宿泊しました。補助対象となりますか？
A19	<p>原則として、配宿センター指定の宿に宿泊した場合のみ補助対象です。配宿センター指定以外の宿泊は、補助対象外です。ただし、特例として宿泊施設が民泊等で帰着移動に困難をきたすなどの場合は、配宿センター指定外宿泊申請書(一般交通機関利用)を大会出発前に事前に申請し、宮城県体育協会が認めた場合は、最終日宿泊のみ、開催県主要最寄駅・空港等近郊宿泊に限り各競技種別が配宿決定された指定宿の料金を上限として認めます。</p> <p style="text-align: right;">変更 2011/10/1</p>
Q20	競技の特殊性のため車利用で仙台から会場地に向かいます。移動が1日では無理なので、往復路それぞれ1泊宿泊します。補助対象になりますか？
A20	<p>原則として、配宿センター指定の宿に宿泊した場合のみ補助対象です。配宿センター指定以外の宿泊は、補助対象外です。ただし、特例として一般交通機関以外で移動に困難をきたすなどの場合は、配宿センター指定外宿泊申請書(自家用車等利用)を大会出発前に事前に申請し、宮城県体育協会が認めた場合は、宿泊規定に基づき、通常経路宿泊に限り、各競技種別が配宿決定された指定宿の料金を上限として認めます。</p> <p style="text-align: right;">変更 2012/8</p>

Q21	旅行代理店に宿泊費と交通費がセットのパックで頼みました。旅行代理店が指定した宿への宿泊は補助金対象となりますか？また交通費はどこまで対象となりますか？
A21	<p>宿泊は配宿センターが指定した宿のみ補助対象となりますので、上記のパック指定宿への宿泊は補助対象外です。</p> <p>パック料金の交通費と宿泊費の内訳がわからない場合は、交通費の欄に交通費補助限度額までを記載してください。</p> <p>パック料金が交通費補助限度額以下の場合は、パック料金記載になります。</p>
Q22	平成17年頃は、昼食代を補助対象としていましたが？
A22	平成18年度に廃止になりました。
Q23	試合の準備のため、宿泊場所から早朝に出発します。宿泊場所で朝食の準備を断られ、朝食を別にもう買いました。領収証提出すれば、朝食扱いになりますか？
A23	<p>朝食を欠食すると10%、夕食欠食では20%を1泊2食付宿泊料金から差し引いて宿泊場所から請求されます。(民泊の場合は夕食 1,400 円、朝食 700 円控除)</p> <p>上記の問合せのように、理由が明確な場合は、朝食を購入した時の領収証と朝食確認書を提出してください。</p> <p>夕食を欠食した時も、理由が明確な場合は朝食と同じように提出してください。</p> <p>ただし、競技参加以外の理由での欠食は、補助対象外となります。</p> <p>また、嗜好品類(アルコール・菓子)は補助対象外となります。</p>
Q24	配宿本部で指定された宿の部屋が原因でアレルギー反応が出ました、宿を変更したいのですが？
A24	<p>国民体育大会で宿泊施設の変更がやむをえず必要な場合は、配宿本部または、配宿された宿に相談をし、県体協に変更したことを連絡してください。</p> <p>任意に変更または、配宿センター指定宿以外は補助対象外になります。</p>
Q25	宿泊施設の食事が揚げ物などばかりで・・・体重維持管理のため食べられないです。どうしたらいいですか？
A25	食事摂取に不具合が出る場合には、配宿された宿に相談していただくか、もしくは、宮城県体育協会本部役員にそのことを相談の上、対処してください。
Q26	<p>東北総合体育大会宿泊は、インターネット申し込み、指定旅行会社への前金払い振込のため、振込手数料がかかります。</p> <p>振込手数料は補助対象になりませんか？</p>
A26	<p>大会参加費で補助できるのは、交通費・宿泊費(1泊2食付)になります。</p> <p>そのため、前金払の振込手数料は雑費扱いとなり、旅行会社への振込手数料は、各競技団体負担となります。</p> <p style="text-align: right;">追加 2014/4</p>